

神奈川県特別支援教育のあり方に関する検討会 中間まとめ(案)概要

1 神奈川県の特別支援教育を取り巻く状況

- (1) 特別支援教育を必要とする児童・生徒の増加
 ○小・中学校では、特別支援学級、通級指導に在籍する児童・生徒の増加。
 ○特別支援学校では、知的障害教育部門高等部生徒の増加。
- (2) 障がいの重度・重複化、多様化
 ○医療的ケアが必要な児童・生徒が増加し、小・中学校にも在籍。
 ○特別支援学校では、人工呼吸器等高度な医療的ケアを必要とする児童・生徒が増加。

2 神奈川県のこれまでの取り組み

○インクルーシブ教育推進に向けた取り組み

【小・中学校】平成27年度より、すべての子どもができるだけ同じ教室で学ぶ「みんなの教室」モデル事業を展開。

【高等学校】平成28年度に、インクルーシブ教育実践推進校（パイロット校）3校を指定し、平成29年度から受入れ。平成31年度に、新たに11校を指定し、平成32年度から受入れ予定。
 平成29年度に通級指導導入校3校を指定し、平成30年度から導入。
 平成30年度に通級指導導入校（他校通級）1校を指定し、平成32年度から導入予定。

【特別支援学校】特別支援学校の児童・生徒が、継続して居住地の小・中学校と交流及び共同学習を行えるよう居住地交流ガイドラインを改訂。

○特別支援学校の整備

- 平成28年4月には秦野市立末広小学校の校舎の一部に、秦野養護学校の知的障害教育部門の小・中学部（末広校舎）を設置し、平成31年4月には、秦野養護学校本校舎内に、知的障害教育部門の高等部校舎を増築し、肢体不自由教育部門を新たに設置。
- 平成32年4月には、県立中里学園跡地に、横浜北部方面特別支援学校（仮称）が開校予定。
- 平成33年4月には、湯河原町の旧湯河原中学校跡地の一部に、小田原養護学校湯河原・真鶴方面分教室（仮称）を開校予定。

○医療的ケアへの対応

- 県立特別支援学校での医療的ケアを進める中で、支援体制整備や看護師配置、教員の「社会福祉士及び介護福祉士法」に基づく研修の実施。
- 平成30年度から、県立特別支援学校の看護師を市町村の小・中学校にセンター的機能として派遣する取り組みを開始。

○個別の支援計画の推進

- 特別支援学校では、平成17年度から「個別の支援計画」としてライフステージに沿った所属機関の縦の連携をつなぐ「支援シートⅠ」と、教育、医療、福祉、労働等諸機関の横の連携をつなぐ「支援シートⅡ」を導入。小・中学校においては平成18年度から特別支援学級・通級指導教室在籍の児童・生徒、平成19年度から通常の学級に在籍する支援シートが必要な児童・生徒に対して導入。

○就学相談・指導

- 平成25年9月に「学校教育法施行令の一部を改正する政令」が施行され、就学の仕組みが改められたことを受け、就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援について助言を行うよう、県教育委員会に設置されていた「就学指導委員会」を「教育支援委員会」に変更。

○特別支援学校のセンター的機能の充実

- 特別支援学校への理学療法士（PT）や作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）、心理職の配置し、小・中・高等学校への支援。

○教育相談コーディネーターの配置

- 各学校における課題解決に向けた推進役として、関係機関との連絡・調整等を行う教育相談コーディネーターを指名。

3 神奈川県の特別支援教育における課題

主な意見

(1) 教育環境の整備

【小・中学校】特別支援学級の必要な学習環境の整備と教員配置・通級指導における専門的教員の配置
 【特別支援学校】必要な教室の確保・老朽化対策と施設・設備の充実

(2) 校内支援体制

【小・中学校】柔軟な教育課程・個別教育計画を活用したつながりある指導
 【高等学校】個々の実態に応じた指導・支援の充実、校内支援体制の整備、子どもの学びやすさや子どもが学習したい方法などに着目した授業改善

(3) 特別支援学校のセンター的機能

【小・中・高等学校】特別支援学校のセンター的機能の活用
 【特別支援学校】小・中・高等学校への支援の充実

(4) 就学相談

保護者や医療機関・療育機関等との合意形成
 学びの場が固定化しないための継続的な就学相談の実施

(5) 地域のつながり・交流及び共同学習

子どもは地域の中で学び、育つことの再認識
 継続的な取り組みの実施と児童・生徒が相互理解を育むための計画・内容の実践
 交流及び共同学習における指導体制の整備

(6) 中学校・高等学校における進路指導

早期からの児童・生徒、保護者への多様な進路の選択肢についての情報提供
 高等学校における障がいのある生徒への進路指導についての体制の整備

(7) 医療的ケア

【小・中学校】特別支援学校と連携した医療的ケアの支援体制整備
 【特別支援学校】高度な医療的ケアへの支援体制整備、医療や福祉との連携

(8) 教員の専門性の向上と育成

地域の特別支援教育の教育力の向上を図る研修の充実
 大学等外部機関のより一層の活用

(9) 県と市町村の役割分担と連携

特別支援教育の推進に向けた県と政令市、市町村との役割の整理
 共通して取り組む課題の共有と連携の図り方の整理

4 今後の検討の方向性

特別支援学校の整備

- 必要な教室の確保・人口増加に伴う地域的課題への対応
- 県と市町村が協力し合い、地域とのつながりを考慮した整備
- 老朽化対策と施設・設備の充実
- 分教室のあり方に関する整理

医療的ケアのあり方

- 特別支援学校における医療的ケアへの対応
- 小・中学校における医療的ケアへの対応
- 高度化・複雑化への対応

県と市町村の役割分担

- 県全体で取り組む課題の整理
 - インクルーシブ教育の推進
 - 交流及び共同学習の充実
 - 多様な学びの場の仕組みづくりと就学相談・指導の充実
- 県と市町村が連携して取り組む課題の整理
 - 小・中・高等学校における特別支援教育の充実
 - 特別支援学校のセンター的機能の充実
 - 特別支援学校における教育の専門性の充実